

野田市立尾崎保育所の管理に関する変更年度協定書

野田市（以下「甲」という。）と株式会社日本保育サービス（以下「乙」という。）とは、令和5年4月1日付けで締結した野田市立尾崎保育所の管理に関する年度協定書について、次のとおり変更する協定を締結する。

変更後	変更前
<p>【年度協定書】</p> <p>（令和5年度の指定管理料）</p> <p>第5条 1から3（略）</p> <p><u>4 前3項の規定のほか、甲は空調設備工事のため、金6,234,800円を乙に支払う。</u></p> <p><u>なお、本項の指定管理料については、工事完了後実績に応じて精算するものとする。</u></p> <p>5 甲は、第3条第4項、第4条及び前2項の規定による適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に指定管理料を乙に支払うものとする。</p> <p>6 乙は、甲の責に帰する理由により前項の規定による指定管理料の支払が遅れた場合には、遅延した日数に応じて指定管理料に対し、年度協定締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を甲に請求することができる。</p>	<p>【年度協定書】</p> <p>（令和5年度の指定管理料）</p> <p>第5条 1から3（略）</p> <p>4 甲は、第3条第4項、第4条及び前項の規定による適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に指定管理料を乙に支払うものとする。</p> <p>5 乙は、甲の責に帰する理由により前項の規定による指定管理料の支払が遅れた場合には、遅延した日数に応じて指定管理料に対し、年度協定締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を甲に請求することができる。</p>

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年7月21日

甲 野田市鶴奉7番地の1
野田市
野田市長 鈴木 有

乙 愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号
株式会社日本保育サービス
代表取締役 坂井 徹